

西尾市 公私立保育園・認定こども園（保育園コース）

入園のご案内

● 令和7年度 入園用 ● 0710



◆もくじ

1 保育園・認定こども園とは	…P2	9 認定申請・入園申込に必要なもの	…P7
2 「保育の必要性」の認定	…P2	10 保育料・副食費について	…P8～9
3 入園申込ができるのは	…P3	11 長時間保育について	…P10
4 入園可能年齢等について	…P3	12 入園Q & A	…P11
5 保護者が育休中の場合の入園	…P4	13 保育園・認定こども園一覧表	…P12～13
6 入園基準に該当しない児童の入園	…P4	14 申請書等記入例	…P14～16
7 特別保育について	…P4～5	15 途中入園について	…P17～18
8 申込から入園までの流れ	…P6		

にしおしやくしょ

西尾市役所 (1階)

ほいくか

保育課

にゅうえんたんとう

入園担当

TEL 0563-65-2110 (直通) FAX 0563-54-9244 (直通)

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

URL <http://www.city.nishio.aichi.jp>

E-mail kodomo@city.nishio.lg.jp

1 保育園・認定こども園とは

保育園 保護者（※1）が仕事や疾病のため保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できませんので、ご注意ください。

（※1）保護者⇒児童の扶養義務者である「保護者」とは、父母のことを指し、同居の祖父母や叔父叔母は含みません。

認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

2 「保育の必要性」の認定

保育園・認定こども園（保育園コース）の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

保育を必要とする事由			認定の基準（条件に満たない場合は入園できません。）
居宅外労働	保護者が、 居宅外で仕事 をしている場合	外 勤 自営業	1 か月の労働時間 60 時間以上
		農漁業	1 か月の労働時間 60 時間以上
居宅内労働	保護者が、 居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の仕事 をしている場合		1 か月の労働時間 60 時間以上
出産	保護者が、 出産前後である場合		予定日の6週間前から出産後8週間までは入園できます。【期限付入園】 ※出産後又は流産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまで、入園が可能な場合があります。
疾病・障害	保護者本人に、 疾病・ケガ、又は心身 に障害がある場合		医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病、又は心身に障害があると認められる場合 【期限付入園】
家族介護等	保護者が、 疾病、又は心身に障害 がある家族を常時介護 等している場合		1 か月の介護等の時間 60 時間以上 【期限付入園】
災害	保護者が、 災害（震災、風水害、 火災等）の復旧にあたる 場合		災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育ができない場合 【期限付入園】
就学	保護者が、 将来就労につながる就 学をしている場合		1 か月の授業時間 60 時間以上 ※1 か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要となります。
特例	その他		上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付入園】 ・虐待やDVのおそれがある ・求職活動中 ・保護者が育児休業中の3歳以上児の場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため入園できる場合があります。詳しくはP 4 5 を参照

認定について

保護者の就労等保育が必要な時間によって認定の必要量が決まります。必要量によって保育料等が無償化となる場合があります。

- ・ 保育標準時間 …… 就労等で1か月120時間以上
- ・ 保育短時間 …… 就労等で1か月60時間以上

※入園に必要な認定の基準とは異なります。



認定の3つの区分

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳以上のお子さんと、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上のお子さんと、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園 認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さんと、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育

3 入園申込ができるのは《入園の基準》

保育園・認定こども園（保育園コース）に入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ① 入園児童が西尾市に住民登録し、実際に西尾市にお住まいの方
- ② 3つの認定区分のうち2号認定、3号認定の認定を受けた方

※同じ家屋内に住んでいる（＝同一生計の）祖父母（65歳未満）がいる世帯は、自己申告書を提出してください。就労等（児童を保育できない理由）がない場合は、西尾市保育園・認定こども園入園選考基準において減点対象になります。同一生計でない別世帯として認定されるのは、同一敷地内の別家屋及び同一家で、玄関、台所、風呂が別々に設置され、光熱費等が別であり、世帯ごとに生活が完全に独立している場合です。

なお、保護者の海外赴任による「別居」と離婚成立後や内縁関係にある方との「同居」は、同一生計とみなす場合があります。

※定員に余裕のある指定された園に限り、3歳以上児で2号認定を受けられない保護者の子ども（特別利用保育利用児）が入園できる場合があります。詳しくは、P46を参照

※3歳未満児の入園児童が急増しているため、入園が厳しい状況です。入園申込をしても、希望通り入園できない場合がありますことをご了承ください。

4 入園可能年齢等について

令和7年度に入園可能な児童及び本案内に記載の年齢詳細については、次のとおりです。

クラス年齢（記載年齢）		該当児童の生年月日（西暦）
3歳以上児	5歳児	2019年4月2日～2020年4月1日
	4歳児	2020年4月2日～2021年4月1日
	3歳児	2021年4月2日～2022年4月1日
3歳未満児	2歳児	2022年4月2日～2023年4月1日
	1歳児	2023年4月2日～2024年4月1日
	0歳児	2024年4月2日以降生まれ

記載年齢	該当者の生年月日（西暦）
18歳まで	2007年4月2日以降生まれ
65歳未満	1960年4月2日以降生まれ

5 保護者が育休中の場合の入園 **特列入園【3歳以上児対象】**

保護者が育休休業中の場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため、次の要件を満たす方に限り入園の受付をします。ただし、保育を必要とする程度が低いため、希望される園の入園が難しい場合があります。

入 園 年 齢	3歳以上児 ※3歳未満児（乳児）は対象外です。
入 園 基 準	保護者が育休中で、入園予定のお子さんが在園中（小学校就学まで）に職場復帰される方（住民登録等の条件は保育に欠けるお子さんと同じ）
そ の 他	①長時間保育は利用できません。保育時間は午前8時から午後4時までです。 ②土曜日保育、休日保育は利用できません。

6 入園基準に該当しない児童の入園 **特別利用保育利用児【3歳以上児対象】**

保育の必要性（P2参照）の認定において2号認定に該当しない児童で、次の要件を満たす場合、市が指定した定員に余裕のある園に限り、入園できる場合があります。

入 園 年 齢	3歳以上児 ※3歳未満児（乳児）は対象外です。
入 園 基 準	保育の必要性の認定において2号認定に該当せず、1号認定を受けた児童
申 込 書 類	①保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書 ②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 <1号認定>
通 常 保 育	平日 午前8時30分～午後2時30分 ※土曜日保育、休日保育、長期休業中（夏休み、冬休み、学年末・学年始）は利用できません。 夏休み…7月中旬～8月末、冬休み…年末年始、 学年末・学年始…3月下旬～入園式前日まで ※保育料・給食費（うち副食費）はP8、9をご参照ください。
特 別 利 用 預 かり 保 育	《平日》 午後2時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1回300円 《長期休業中》午前8時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1日1,000円 午前 午前8時30分～午後0時30分 ……1回500円 午後 午後0時30分～午後4時30分（開園時間まで）・・・1回500円 ※利用回数 1か月14日以内 ※長期休業中の特別利用預かり保育を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費200円を徴収させていただきます。 ※当日のキャンセルは有料です。 ※申込方法等詳細は、後日決定園を通じてご案内します。

7 特別保育について

◆休日保育【実施園：ハツ面・矢田つぼみ保育園】

休日保育は、市内保育園・認定こども園（保育園コース）在園中の児童で、保護者の就労等の事情により、日曜日又は祝日（年末年始の12月29日～1月3日を除く）に家庭で保育が受けられない児童を保育するサービスです。利用する場合、休日保育実施園まで直接送迎が必要です。

対象年齢◇【ハツ面】生後6か月以上 【矢田つぼみ】生後57日以上

最長保育時間◇【ハツ面】日曜日：午前7時30分～午後7時 祝日：午前7時30分～午後6時30分

【矢田つぼみ】祝日：午前7時～午後7時

利用時間は、通常利用している保育時間内に限ります。

申込方法◇初回利用の際に、ホームページより「休日保育利用登録申請」をしてください。

利用前月10日までに、「休日保育利用申込申請」をしてください。

利用料◇利用料はかかりません。ただし、休日保育を利用した日数分（日曜日利用分のみ）、平日に園をお休みしていただきます。

◆病児・病後児保育[実施施設:KIRARA 保育園(病後児保育のみ)]

病児・病後児保育は、疾病又は疾病の回復期の児童（生後6か月～小学校4年生）を看護師などが一時的に預かる保育サービスです。

保育時間◇平日：午前8時～午後6時

※土日・祝・年末年始を除く。

実施施設◇KIRARA 保育園（病後児保育室 きらら）

※令和6年度に病児・病後児保育を実施しているエルザのいえは令和7年3月末で閉所予定のため、4月からの病児保育については未定です。

利用料◇1日あたり2,000円（食事等の提供を受けた場合は、別途負担）

申込方法◇①事前に利用登録書を在籍する施設に提出する。施設に在籍していない場合は、保育課又は実施施設に提出する。

②利用日前日の各施設の定める受付時間までに、利用予約を行う。

③医師連絡票と利用申込書を提出する。

無償化◇保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（3歳未満児は非課税世帯）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。

連絡先◇KIRARA 保育園（Tel0563-56-8810）

◆一時保育[実施園:恵・熊味・くさの実・福地北部・にしのまち・室場・一色西部・一色東部・白浜・

鳥羽保育園・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園]

一時保育は、保護者の傷病・入院・事故・育児疲れ・不定期な就労・求職活動等により、家庭で保育が受けられない児童を緊急・一時的に保育するサービスです。

利用できるのは、市内在住で、生後57日（くさの実）・3か月（熊味）・6か月（恵・福地北部・室場・白浜）・10か月（吉田みやこ）・1歳（にしのまち・一色西部・一色東部・鳥羽・はずみやこ）以上の就学前までの児童です。

保育時間◇平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～正午（日曜日・祝日・年末年始はお休み）

※一色東部及び白浜保育園は、月～金は午後6時までの延長保育あり

※一色西部保育園・一色東部保育園・鳥羽保育園・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園は、土曜日は一時保育を実施しません。

保育期間◇3歳未満児…1か月19日以内、3歳以上児…1か月14日以内

※最長6か月（定員に余裕があれば更新可能）

※年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。

利用料◇3歳未満児…1日あたり2,000円（延長300円/時 延長保育は一色東部・白浜のみ実施）

3歳以上児…1日あたり1,000円（延長200円/時 延長保育は一色東部・白浜のみ実施）

給食費………1日300円程度（実費負担）

※利用料の年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。

※8時間に満たない保育の場合も利用料は時間計算しません。

申込方法◇利用月前月15日までに利用希望の実施園へ利用申込書を提出。市内の住所登録が分かる書類（運転免許証又は保険証など）を持参してください。

※恵・にしのまち・熊味については、申込方法が異なります。園へ直接お問い合わせください。

無償化◇保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（3歳未満児は非課税世帯）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。



8 申込から入園までの流れ ※申込書等は市ホームページからダウンロードできます。

▼4月1日 入園の場合

① 申込書等の配布
保育課

申込

**令和7年度の受付は
終了しています。**

申込み

▼年度途中 入園の場合

① 申込書等の配布 **随時**
保育課・西尾市ホームページ
事前に保育課にお問い合わせください。

② 認定申請・入園申込(書類審査)
所定の申込期間 保育課へ
保育課に申込書等を提出してください。
書類審査を行います。



③
4 **令和7年度の受付は終了しています。**

年度途中入園の場合 … **所定の申込期間後**

市では申込書等により、認定・入園の基準を満たしているかを審査し、必要に応じて保護者等の就労状況の実態調査を行います。また、定員を超える申し込みのあった保育園・認定こども園の場合、**入園調整**を行います。
選考基準等により、保育を必要とする程度の高い方を優先します。**入園決定まで、入園可否についての電話によるお問い合わせはご遠慮ください。**

④
令和7年度の受付は
終了しています。

④ 入園決定 **入園調整後**

市から「認定通知」、「入園承諾書」、「利用者負担額決定通知書」等を郵送します。第1希望の園に行けない方は保育課より電話があります。ホームページより取下げ手続きをしてください。

⑤ 用品説明等 **入園決定園へ**

入園が決まると保育園から電話があります。保育園から電話があったら、面接の日程調整をし、保護者と入園児童は指定された日時に園に行き、園での生活や用品等について説明を受けます。

入 園

9 認定申請・入園申込に必要なもの

★＝市ホームページからダウンロードできる書類

必要な書類等が不足、又は不備がある場合は受理できません（◆は除く。）ので、不明な点は保育課におたずねください。

対象者（書類等を用意する方）		提出又は持参が必要な書類など	配布発行場所等
申込者全員		☒ 保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書★ ☒ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書★ ☒ 土曜日保育希望調査票★	保育課
同一生計の <u>祖父母（65歳未満）</u> ◆		☐ 保育の利用を必要とする証明自己申告書★ （就労している方のみ）（叔父叔母の証明は不要）	保育課
保育を必要とする理由が、 就労 の方		☐ 就労証明書 ★	保育課
父母が、 自営業（ <u>個人事業主</u> ）・ 農漁業（ <u>個人事業主</u> ）の場合 ※会社役員の方は不要です。		☐ 所得税の確定申告書又は市県民税申告書の 写し（いずれも直近のもの） ＊入園までに開業される方は、市税務課等に提出する 「個人事業の開業届出書」の写し	申告者本人
保育を必要とする理由が、 出産 の方		☐ 母子健康手帳 （出産予定日が記載されているページ）	保健センター
保育を必要とする理由が、 疾病・障害（保護者本人） の方		☐ 医師の診断書★（ <u>保育課又は園より用紙をもらってくだ さい。</u> ） （等級によっては、身体障害者手帳・精神障害者手帳などの写 しでも可能な場合があります。）	保育課 医療機関 福祉課 など
保育を必要とする理由が、 家族介護 等（家族に対する） の方		☐ 介護・看護等証明書★（ <u>保育課又は園より用紙を もらってください。</u> ）	保育課、医療機関
保育を必要とする理由が、 就学 の方		☐ 在学証明書（卒業予定日がわかるもの） ☐ 授業の時間割表 ☐ 年間予定表	学校
ナンバ ーが未 記入の 方◆ 申込 日以後 に西尾 市外か ら転入 予定の 方で、 認定申 請書の マイ	①市民税が給与から引かれてい る方	☐ 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更 通知書（納税義務者用）の写し	6月から7月に 勤務先から届きます。
	②市民税を納税通知書で直接納 めている方	☐ 市民税・県民税納税通知書 の写し	6月に市区町村から届 きます。
	③上記の書類が用意できない方	☐ 市民税・県民税課税（非課税）証明書	各年1月1日現在に住民登録 のある市区町村の税務担当課
	④未申告の方	☐ 市・県民税が未確定の方は、至急申告を済ませ、証 明書を提出ください。	
※課税証明書等の必要年度については、P9「▼保育料・副食費の算定年度について」をご参照ください。			
長時間保育を希望する方◆		☐ 長時間保育利用申込書★ ※入園（利用開始）後、利用確認のため、利用開始から1か 月分のタイムカード又は出勤簿を在籍園へご提出くださ い（父・母分）。	保育課
保育料の口座振替登録がない方◆		☐ 西尾市市税等口座振替依頼書 ※提出不要な場合があります。（P10「口座振替について」 参照）	金融機関、保育課

10 保育料・副食費について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

西尾市では、国の法律改正に伴い、保育料（施設を利用する場合の利用者負担額のこと。以下『保育料』と言います。）と長時間保育料の一部を無償化しますが、給食費のうち副食費分について、3歳以上児の市町村民税所得割課税額が一定額以上の世帯を対象に別途徴収させていただきますので、ご承知ください。

保育料及び副食費は、基本的には児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額と児童の年齢区分により決定されます（下表参照）。ただし、父母の課税状況によっては、祖父母の市町村民税所得割課税額を算定に使用する場合もあります。

なお、課税資料が無い場合、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、児童の年齢の最高額の保育料・副食費（下表最下段の第11階層）を納めていただきますので、ご注意ください。

西尾市保育料・副食費一覧表(R1.10.1改定)

階層区分(※1)		保育料(月額) 年齢はR7.4.1現在の年齢です		副食費(月額)(※2)
		3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	
3	市町村民税所得割非課税世帯及び市町村民税所得割課税額 48,599円以下	9,000円	0円	
4	48,600円～57,699円	12,600円	0円	4,500円(※3) (ひとり親等世帯のみ0円)
	57,700円～74,999円			
5	75,000円～77,100円	18,800円	0円	4,500円 (※3)
	77,101円～96,999円			
6	97,000円～109,999円	21,800円	0円	
7	110,000円～139,999円	27,800円	0円	
8	140,000円～168,999円	34,800円	0円	
9	169,000円～200,999円	40,800円	0円	
10	201,000円～396,999円	44,800円	0円	
11	397,000円以上	46,000円	0円	

西尾市特別利用保育利用児保育料・副食費一覧表(R2.4.1改定)

階層区分(※1)		保育料(月額)	副食費(月額)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯		
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		3,200円
5	211,201円以上		

(※1) 保育料・副食費を算定する市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

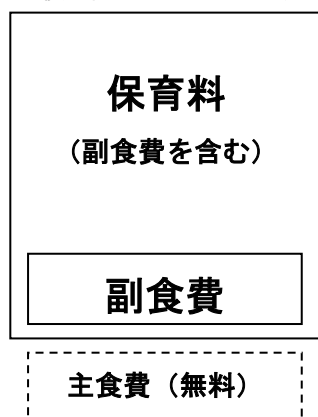
(※2) 私立保育園・認定こども園の副食費は園にて徴収させていただきます。また、副食費は施設ごとに異なります。

(※3) 土曜日を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費250円を徴収させていただきます。

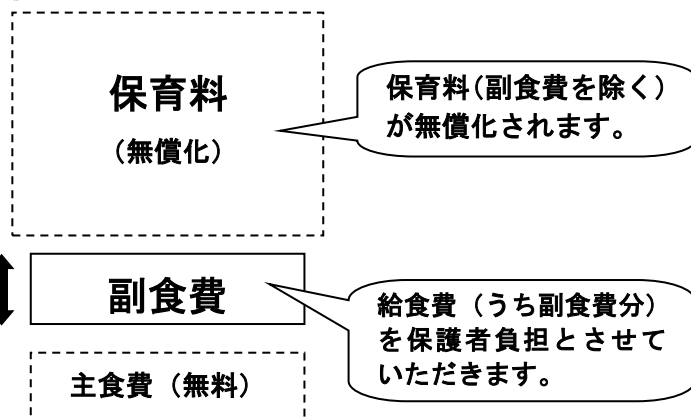
(※4) 特別利用保育利用児については、8月分の副食費は徴収しません。

■ 3歳以上児の保育料と副食費について

～無償化前（2019年9月以前）～



～無償化後（2019年10月以降）～



▼ひとり親世帯又は在宅障害児（者）がいる世帯の多子世帯の保育料の軽減（R1.10.1 改定）

入園している 児童の順位 （※1）	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層以上	
				市民税所得割額 75,000円～77,100円	市民税所得割額 77,101円以上 （多子世帯軽減対象外）
第1子	免除（無料）	1,600円	1,600円 （※2）	1,600円 （※2）	同時入園している場合の 保育料、長時間 保育料の軽減 のみ （下表を参照）
第2子	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	
第3子以降	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	

（※1） 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

（※2） 保育料は1,600円となりますが、長時間保育料は5割軽減となります。

▼多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減（H29.4.1 改定）

入園している 児童の順位 （※）	市民税非課税・市民税 所得割額 57,700円未満		市民税所得割額 57,700円 以上（多子世帯軽減対象外）
	第2階層	第3階層 第4階層（57,700円未満）	
第1子	10割（軽減なし）	10割（軽減なし）	同時入園している場合の 保育料、長時間保育料の 軽減のみ
第2子	免除（無料）	5割（5割軽減）	
第3子以降	免除（無料）	免除（無料）	

※ 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

▼兄弟姉妹で同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減（H27.4.1 改定）

対象児童	保育料
最も年齢の高い児童	10割（軽減なし）
次に年齢の高い児童	5割（5割軽減）
その他の児童	免除（無料）

※ 兄弟姉妹同時入園の対象は保育園・幼稚園・認定こども園（無認可保育園は除く）・児童発達支援などの利用児童です。

※ 所得に制限はありません。

※ 多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減に該当する場合は、多子世帯の軽減が優先されます。

▼第2子以降の保育料・長時間保育料・副食費の無料化（第2子：R7.10.1 改定、第3子以降：R1.10.1 改定）

対象児童	※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	保育料	長時間保育料	副食費
第2子	保護者が、 <u>18歳まで</u> （高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを2人以上養育している場合の <u>2番目の児童</u>	免除（無料）	免除対象外	免除対象外
第3子以降	保護者が、 <u>18歳まで</u> （高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の <u>3番目以降の児童</u>	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）

▼保育料・副食費の算定年度について

◎令和7年度保育料・副食費の4月分から8月分は令和6年度の市町村民税額によって、9月分以降は令和7年度の市町村民税額によって決定されますので、保育料・副食費は9月分から変更されます。

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和6年度市町村民税					令和7年度市町村民税						

※転入された場合
の必要課税資料

この期間に在園する場合は、
令和6年度分の課税資料が必要

この期間に在園する場合は、
令和7年度分の課税資料が必要

11 長時間保育について

午前8時以前、又は午後4時以降の長時間保育を利用される方は、利用時間帯に応じて保育料のほかに下表の長時間保育料を納めていただきます。なお、長時間保育料は保育料に加算し、軽減の対象となります。

▼長時間保育料（R1.10.1 改定）

利用区分	利用時間帯 (※注各園の開園時間により異なります。)	長時間保育料（月額）	
		保育短時間認定（全児童） 保育標準時間認定（3歳未満児）	保育標準時間認定 （3歳以上児）
Aコース	午前7時30分～午後4時30分	1,000円	0円
Bコース	午前7時30分～午後5時30分	2,000円	0円
Cコース	午前7時30分～午後6時30分	3,000円	0円
Dコース	午前7時～午後7時30分	4,000円	4,000円

認定変更申請（短時間⇄標準時間）は月末を期限とし、翌月適用とします。

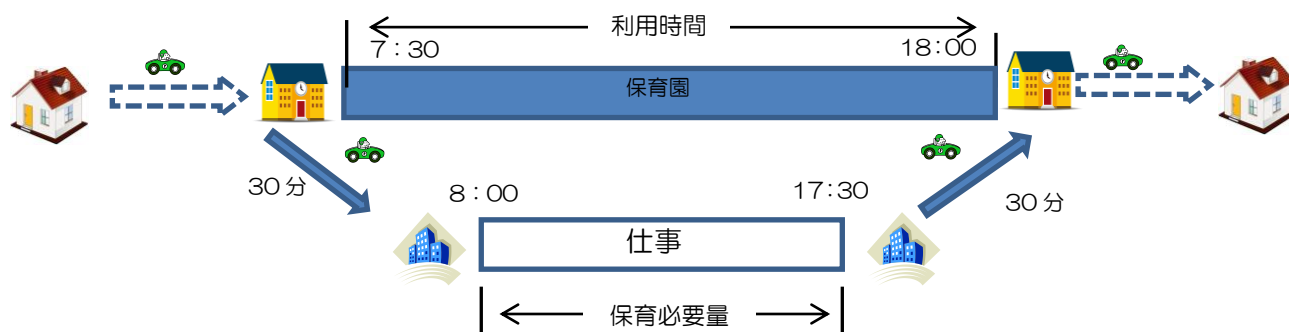
①長時間保育料が無料になる方

- ・保育料の第1階層 ・保育料の第2階層
- ・保育料の第3階層のうち、ひとり親世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯

②長時間保育の利用時間帯の考え方

保護者の保育必要量によって利用してください。「就労証明書」に記載された時間に残業時間、通勤時間を加味した時間での利用に限ります。また、園によって開園時間が異なりますのでご確認ください。

■イメージ図（就労時間：8時～17時30分、移動時間：30分の場合）



③月中の利用開始及び利用停止の場合、長時間保育料の日割り計算は行いません。

④曜日によって利用時間が異なる場合、長時間保育料の最も高い利用区分（コース）の曜日の金額を月額とします。

⑤月中に利用区分（コース）を変更する場合は、変更前後にかかわらず、長時間保育料の高い方の利用区分（コース）の金額を月額とします。

■口座振替について

保育料・長時間保育料・副食費（公立園のみ）は、申し込みをされた金融機関の指定口座から毎月末（12月は25日）に振替納付されることを原則としているため、保育料・長時間保育料・副食費の振替口座がない保護者は、保育園・金融機関又は保育課でお渡しする「西尾市市税等口座振替依頼書」の対象種目「保育園保育料」に○を付けて、保育園・金融機関又は保育課に提出して、振替納付の手続きをしてください。口座振替は依頼書の提出から2か月程度で開始されます。

□口座振替を申し込みする必要がない方

- ・兄弟等が保育園に在園し、「保育園保育料」の口座振替をされている方
- ・3歳以上児で、私立保育園に入園希望で、長時間保育を利用しない方
- ・認定こども園に入園を希望される方

12 入園Q & A



西尾市に引越予定ですが、引越前に入園申し込みはできますか？

原則として入園日の10日前までに住民票を西尾市に移してもらうことを前提に申し込みを受け付けます。申込時には認定申請書にマイナンバーの記載をしてください。

公立園と私立園の違いはありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです（長時間保育料も同様）。また、保育内容につきましては、各園の特色の違いはありますが、基本的には違いありません。

子どもに軽い障害がありますが、入園できますか？

障害のある児童については、障害の程度が軽度又は中度で集団保育になじむことのできる児童を対象に受け付けします。詳しくは保育課におたずねください。

同一生計の祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？

父母に市民税の課税があれば、祖父母は、算定の対象となりません。ただし、父母の市民税が非課税の場合、祖父母を保育料の算定の対象とする場合があります。この場合、算定対象となる祖父母の年齢制限はありません。

ひとり親世帯ですが、保育料の免除はありますか？
また、婚姻関係はありますが、事実上離婚状態ですが、ひとり親として認定されますか？

ひとり親世帯の場合も保護者の税額から保育料を決定します。ただし、世帯の課税状況によっては、保育料（長時間保育料）が軽減される場合があります。（P8～10参照）。また、婚姻関係が解消されない場合でも住民票が別かつ家庭裁判所で離婚調停中等の一定の要件を満たせば保育料の算定時にひとり親世帯として特例認定する場合がありますので、保育課へお申し出ください。ただし、この特例認定の場合、ひとり親世帯のための保育料軽減は適用されません。

保育料以外にどのような費用がかかりますか？

保育料以外に給食費（うち副食費）や制服、用品購入費、父母の会費、災害共済掛金等がかかります。

長時間保育を利用するのは月2、3回ですが、長時間保育料の割引はありませんか？

長時間保育は常に一定の職員配置の下で行う保育サービスのため、月額単位の設定をしておりますので、日割り計算を行いません。月数回の利用でも長時間保育料は納付していただきます。

＜お願い＞入園書類提出後又は入園後に次のような項目に該当する場合、必ず保育課又は在籍園で手続きをしてください。

① 入園申込を取り下げる場合

⇒ホームページより取下げ手続きをしてください。

② 退園する場合

⇒退園届を保育課又は在籍園へ提出してください。

③ 家族状況に変更（結婚、離婚、調停、死亡等）があった場合

⇒保護者や同居の祖父母の変更により保育料が変更される場合がありますので、保育課にご連絡ください。なお、保育料が変更される場合は異動又は届出の翌月分からになります。また、お子さんを安全に保育するため、園にも変更についてお知らせください。

④ 保護者等の就労状況など保育を必要とする理由が変更した場合

⇒「就労証明書」等を（在籍園経由で）保育課に再提出してください。

◆保育園・認定こども園管理下で起きたケガなどを保障する災害共済給付制度の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、園の管理下（保育中、園行事、登園中、降園中）で発生した園児の負傷、疾病、障害、事故に対して医療費、障害見舞金又は死亡見舞金が支払われる国、保育園・認定こども園の設置者（市又は園運営法人）、保護者の3者による公的共済制度です。

西尾市内の公私立保育園・認定こども園では、**入園児童全員の方に入園と同時に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入**していただくため、同意書（園でお渡しします。）の提出をお願いしています。

13 保育園・認定こども園（保育園コース）一覧表

地域	園名 (私)=私立園 表示なしは公立園	定員 (人)	保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
(西尾)中央部	(私) 幼保連携型認定こども園 西尾中央幼稚園	150	生後57日以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	54-4141 F 54-4162
	(私) 幼保連携型認定こども園 ユリアいぶんこども園	197	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel 57-3798	57-3798 F 57-7196
	(私) 恵保育園	210	6か月以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター Tel 56-2804	56-2606 F 56-2694
	花ノ木保育園	260	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	57-2373 F 57-2390
	(私) くさの実保育園	90	生後57日以上	午前7時～午後7時	一時保育 子育て支援センター Tel 56-8311	56-8301 F 56-8361
(西尾)北部	ハツ面保育園	230	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	休日保育 子育て支援センター Tel 57-2602	57-3695 F 57-7595
	(私) 幼保連携型認定こども園 熊味こども園	165	生後43日以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター Tel 54-1937	56-3377 F 56-8883
	(私) KIRARA 保育園	120	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時30分	病後児保育 保育所地域活動	56-8810 F 56-9927
	米津保育園	214	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	子育て支援センター Tel 77-0182	57-3696 F 57-7578
	(私) にしのまち保育園	243	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時00分	一時保育 児童発達支援 子育て支援センター	57-3697 F 57-7096
(西尾)西部	(私) 平坂保育園	140	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時30分	—	59-5851 F 59-9881
	(私) なかばた保育園	151	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel 59-1236	59-6820 F 59-9420
	(私) 幼保連携型認定こども園 矢田わくわくこども園	258	6か月以上	午前7時～ 午後6時30分	こども発達支援	65-0736 F 65-0737
	(私) 矢田つぼみ保育園	130	生後57日以上	午前7時～午後7時	休日保育 子育て支援センター Tel 58-0365	55-4400 F 55-4411
	寺津保育園	201	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	59-6439 F 59-9413
	巨海保育園	78	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分 ◆	—	59-8590 F 59-9412
(西尾)東部	三和保育園	179	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	52-1169 F 52-2991
	(私) 幼保連携型認定こども園 miraiと〜ぶこども園	106	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel 55-5801	52-1516 F 52-2934
	室場保育園	124	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	52-1147 F 52-3309
(西尾)南部	(私) 福地北部保育園	172	6か月以上	午前7時～午後7時	一時保育 子育て支援センター	57-3804 F 57-7346
	福地南部保育園	186	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	56-2286 F 56-3476

地域	園 名 (私)=私立園 表示なしは公立園	定 員 (人)	保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
一色	一色保育園	162	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 7 時	—	72-1555 F 72-1555
	一色西部保育園	112	1 歳 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分◆	一時保育	72-8568 F 72-8568
	一色南部保育園	129	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分	—	72-8947 F 72-8947
	一色東部保育園	157	1 歳 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分◆	一時保育	72-8567 F 72-8567
	一色中部保育園	70	3 歳 以 上	午前 8 時～午後 4 時 ◆	—	72-8358 F 72-8358
吉良	横須賀保育園	229	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分	—	35-0154 F 35-0581
	(私) 幼保連携型認定こども園 吉田みやこ認定こども園	120	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分	一時保育	65-2371 F 65-2370
	白浜保育園	101	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分	一時保育	32-0242 F 32-0242
	津平保育園	89	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 7 時◆	—	35-0456 F 35-0456
	荻原保育園	105	3 歳 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分◆	—	32-0324 F 32-0324
幡豆	東幡豆保育園	103	1 歳 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分◆	—	62-2181 F 62-2181
	幡豆保育園	85	6 か 月 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 6 時 3 0 分 ◆	—	62-4302 F 62-4302
	※ 見影保育園	82	1 歳 以 上	午前 7 時 3 0 分～ 午後 7 時	—	62-3612 F 62-3612
	鳥羽保育園	45	3 歳 以 上	午前 8 時～午後 4 時 ◆	一時保育	62-2375 F 62-2375

※令和9年度から見影保育園は廃園します。

■保育時間（園児受入時間）

○平日・土曜日：午前8時～午後4時

○日曜日、祝日、年末年始はお休み

「長時間保育利用申込書」「土曜日保育希望調査票」を提出された方で、その必要を認めた場合は、実施園（上表参照）に限り、平日及び土曜日に保育時間を延長（上表の園開園時間参照）します。なお、土曜日保育では、保育の利用が必要なお子さんのみ、保育を行っています。

▼共同保育について

一覧表の開園時間に◆がついている園では土曜日及び8月13日～15日の3日間は保育を行わず、別の園で共同保育を行います。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○巨海保育園の児童 | ⇒ 寺津保育園 で共同保育 |
| ○一色東部、一色中部保育園の児童 | ⇒ 一色保育園 で共同保育 |
| ○一色西部保育園の児童 | ⇒ 一色南部保育園 で共同保育 |
| ○荻原保育園の児童 | ⇒ 白浜保育園 で共同保育 |
| ○津平保育園の児童 | ⇒ 横須賀保育園 で共同保育 |
| ○幡豆、東幡豆、鳥羽保育園の児童 | ⇒ 見影保育園 で共同保育 |



14 申請書等記入例

様式第1号

保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書

令和__年__月__日

（兼 保育児童台帳）

提出日を記入

（宛先）
西尾市長

消えるペンや修正テープは使用しないでください。

保育園・認定こども園（保育園コース）への入園を次のとおり申し込みます。

入園年の4月1日
現在の年齢

フリガナ	ニ シ オ ジ ロ ウ	性別・続柄	児童コード※	生年月日（西暦）	
入園児童名	西尾 二郎	☒ 男・ ☐ 女 第 3 子		XXXX 年 X 月 X 日	3 歳 (入園年4/1現在)
フリガナ	ニ シ オ タ ロ ウ	続 柄	保護者コード※	自宅	56 - 2111
保護者氏名	西尾 太郎	☒ 父・ ☐ 母 ☐ その他()		携帯	(父) 090 - XXXX - XXXX (母) 090 - XXXX - XXXX
住 所	西尾市 〇〇町3丁目XX番地 市営△△住宅2棟202号室			TEL	その他連絡先 (実家・勤務先・) XXXX - XX - XXXX

(注) 西尾市に転入予定の方は現住所を記入 記載不要です。

1 入園児童の家族の状況

(父母及び入園児童と生計を同じにする同居の世帯員 児童と同一生計の人は全て記入)

氏 名 (上記入園児童は記載不要)	入園児童との続柄	生年月日(西暦)	年齢 (入園年4/1現在)	職 業 等	備 考
1 西尾 太郎	父	XXXX・X・X	31 歳	会社員	R1.9.1より 米国赴任中
2 西尾 花子	母	XXXX・X・X	30 歳	パート	
3 西尾 一郎	兄	XXXX・X・X	7 歳	小学2年生	第1子
4 西尾 さくら	姉	XXXX・X・X	5 歳	〇〇保育園 年長	第2子
5 西尾 長介	祖父	XXXX・X・X	63 歳	農業	ひとり親世帯の場合は 「離婚」「未婚」など、 配偶者が空欄の理由を 備考欄に記入してくだ さい。
6 西尾 梅子	祖母	XXXX・X・X	60 歳	専従者	
7 西尾 ハナ	曾祖母	XXXX・X・X	84 歳	高齢	

65歳以上で無職のかたは「高齢」と記入。65歳未満の保育ができない事由のある方は自己申告書を提出してください

2 入園希望期間・入園希望園

「就学前」とは「小学校就始期」までのこと

希望期間	令和XX年4月1日～令和__年__月__日	
第1希望	花ノ木	第4希望 恵
第2希望	伊文	第5希望 くさの実
第3希望	西尾中央	第6希望 無し

希望がない場合は「無し」と記入してください。
希望した園のみで調整をします。

兄弟姉妹同時申込の有無のチェックをしてください。

■在宅障害児(者)の有無
☐無 ☒有(氏名: 西尾 一郎)
 身障・療育・精神手帳(No.)
 級・判定 (1 級・判定)

■母子父子家庭や障害者等の世帯が受給する手当です。

■手当等受給状況 ※児童手当は記入不要
☐児童扶養手当 (母子家庭等が受給)
☒特別児童扶養手当
☐遺児手当
☐障害基礎年金等
 受給者氏名 (西尾 太郎)

■兄弟姉妹同時申込の有無 ☒有 ☐無
 <兄弟姉妹同時申込有の場合>
☐希望順位が下がっても、同園を希望
☐別園でも、希望順位を優先

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

（宛先）西尾市長

令和××年××月××日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請にあたって、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税等に関する課税情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

フリガナ	ニシオ ジロウ	☒ 男・ ☐ 女	生年月日（西暦）	年 齢	
申請に係る 小学校就学前 子どもの氏名	西尾 二郎	第 2 子	××××年××月××日	3 歳 (入園年4.1現在)	
		個人番号	△△△△ △△△△ △△△△		
フリガナ	ニシオ タロウ	続 柄	連 絡 先		
保 護 者 氏 名	西尾 太郎	☒ 父・ ☐ 母	(自宅・ <u>携帯</u>)(父 <u>母</u>)・その他) 090 -××××× -×××××		
		日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。	障害者（児）の該当の有無 ☒ 無 ☐ 有（氏名 ）		
住 所	西尾市 〇〇町三丁目××番地 市営△△住宅 △棟△△号室		ひとり親世帯 該当する場合に記入してください。		
保育の希望の有無	☒ 有 保護者の就労や疾病などの理由により、保育園等の施設の利用を希望する場合（ <u>1</u> 、 <u>2</u> を記入してください。）〈2・3号〉 ☐ 無 幼稚園等の利用を希望する場合（ <u>1</u> を記入してください。）〈1号〉	特別利用保育利用児の方は、『無』にレ点を付けてください。	生活保護の適用 ☐ 適用あり (年 月 日保護開始)	認 定 証 番 号	
家族の状況（※1）	氏 名	生年月日（西暦）	個人番号	続柄	備考
	西尾 太郎	××××・××・××	△△△△ △△△△ △△△△	父	
	西尾 花子	××××・××・××	△△△△ △△△△ △△△△	母	
	西尾 一郎	××××・××・××	△△△△ △△△△ △△△△	兄	
		・			
		・			

（※1）申請に係る小学校就学前子どもは記入不要です。

1 利用を希望する期間・希望する施設（事業者）名

利用を希望する 期 間	☒ 就学前 ☐ 満3歳前 令和 ××年 ××月 ××日から 令和 年 月 日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	〇〇〇 保育園	(希望理由) ☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他 ()

（※2）事業所番号は記入不要です。

2 保育の利用を必要とする理由（『保育の希望の有無』欄の『有』に『○』をつけた方のみ記入してください。）

続柄	保育の認定基準	認定区分（※3）	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	☐ 標準 ☐ 短時 ☐ その他	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	☐ 標準 ☐ 短時 ☐ その他	

（※3）認定区分は記入不要です。

3 支給認定証の交付（支給認定証の交付を希望しない場合は記入不要です。）

支給認定証の交付を希望します。 ☐	交付された認定証は、 <u>返還するまで大切に保管する必要があります。</u>
※交付不要の方は <u>チェックを入れないで</u> <u>ください。</u>	交付しない場合、 <u>返還が不要な「教育・保育給付認定に係る事項を記載</u> <u>特段の理由がない場合は、チェックしないでください。</u> チェックすると、認定証が交付され、返還するまで保管していただく必要があります。

認定こども園については、この用紙は使用できません。
園へお問合せください。

記入例

西尾市市税等 口座振替依頼書 兼廃止届書 (金融機関用)
令和〇〇年××月△△日

「1」に○をつけてください。
口座変更の場合でも「1」です。

届出区分	1 新規	2 廃止
------	------	------

数字に○印を付けてください

申請者

住所 西尾市〇〇町××22番地-1

フリガナ

氏名 書類を提出する人(または保護者名)

電話 (XXXX) XX - XXXX

私は約定を確認の上、下記のとおり市税等の口座振替(自動払込)を申し込みます。

金融機関コード・店コード	銀行	信用金庫	本	店				
	農協・信用組合	××	支					
	漁連・漁協							
預金種目	1 普通(総合)	2 当座	3 納税準備(税金のみ)					
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	2・3枚目も押印

種目コード	166 (利用)	176 (廃止)	契約種別コード	下記による	通帳記号	1	0	の	通帳番号(右づめ)	
住所	※訂正箇所には、銀行の届出印での訂正が必要です。 ※兄弟姉妹が在園している場合は提出不要です。								お届出印	
フリガナ									印	
氏名									2・3枚目も押印	
払込先口座番号	00870-5-960343				払込先加入者名	西尾市会計管理者				

契約種別コード	35	35	35	35	30	30	25	30	30	30	30	30	30	証印
対象種目	市県民税	固定資産税	都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	公立幼稚園利用者負担額	公立保育園利用者負担額	市営住宅家賃	手取くみ	介護保険	後期高齢者	児童クラブ費	配食費	受益者負担金
納税者(納付義務者)名	(共有名義の場合、生年月日不要)													
西尾 太郎														
(T・S・H) 55 年 12 月 12 日 生														
(T・S・H) 年 月 日生														
(T・S・H) 年 月 日生														
(T・S・H) 年 月 日生														

「公立保育園利用者負担額」に
○を記入してください。
上記登録口座から、長時間保育料及び
給食費(うち副食費分)が口座振替と
なります。

納付義務者名は、
入園申込書の保護者名と必ず一致させてください。
ここへ記入するのは児童の氏名ではありません。

必ずお読みください

- ① 申し込み前に、必ず依頼者用下部の約定をお読みください。
- ② 国民健康保険税は、納税者(納付義務者)名欄に世帯主の名前をご記入ください。
- ③ 固定資産税の共有分は、共有者全員の名前を同じ枠内(納税者(納付義務者)名欄)にご記入ください。
- ④ 対象種目の市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、普通徴収分とします。
- ⑤ 口座振替(自動払込)は、通常金融機関から申込書を市役所が受付た月の翌々月の納期のものからとなります。
- ⑥ 市税について、還付金が発生した場合は、申込口座にお返しします。

取扱店受付印

15 途中入園について

(1) 入園申込におけるお願い

◆月間就労時間について

就労証明書に記載する月間合計時間はお子さんが入園後の実際の就労時間（残業時間を除く）より計算されたものであることを確認してください。毎年、入園してすぐに時間数を減らす等、入園のためだけに時間数を多く書かれる方がいます。そのような事実が認められた場合は、次回の選考上不利になることがあります。また、申し込みの内容が事実と異なる場合は、入園の決定が取消しとなるか、又は入園後であっても退園していただく場合があります。

◆家族状況や就労状況の変更について

家族状況や就労状況が変更になる場合は、すぐにご連絡ください。

◆就労調査について

予告なく、就労先の訪問や電話確認を行います。就労が確認できなかった場合は、入園の決定が取消しとなります。入園後であっても退園していただきます。

(2) 入園受付・調整について

近年、3歳未満児の入園が増加しており、兄弟姉妹が在園している方や、正規社員等の保育を必要とする度合いが高い方でも、ご希望の園に入園できない場合があります。入園先の決定については、以下のとおりに調整を行います。

▼入園受付・調整の日程

◆受付開始日まで◆

前回の入園調整後、次回の募集定員を決定します。

※空き状況は受付開始日に市ホームページで公表（電話・市役所窓口でも公表）

募集定員決定方法

在園児が途中転園を希望した場合、4月1日入園・転園で希望園に入れなかった方を優先する場合があります。その上で、新規募集定員を決定します。

◆各受付期間終了後◆

入園調整を行います。

後日、市役所保育課窓口にて、入園承諾書/施設利用保留（入園不承諾）通知をお渡しします。

（受付期間終了から約10日後）

途中入園調整方法

西尾市保育園・認定こども園入園選考基準指数表に基づいて指数を計算し、指数の高い順に入園を決定します。



第1希望園に入園できなかった場合、第2希望園、第3希望園・・・と、順番に入園先が決まるまで調整を繰り返します。

【入園が決定した方】

決定園に電話をして、お子さんの面接等の日程調整を行ってください。

口座の登録をされる方は、口座振替依頼書を決定園または金融機関にご提出ください。

【入園が決まらなかった方】

入園申込を取下げる場合、市ホームページより入園取下手続きを行ってください。

取下をせずに待機する場合、第1希望の園に入園が決定した際に保育課からご連絡します。

待機期間中に仕事や家庭の状況が変わった場合は、すぐにご連絡ください。

連絡がないと、選考上不利になったり、入園の決定を取り消されたりすることがあります。

入所待機・保留を証明する書類（施設利用保留証明書）が必要な方は、市ホームページから申請をしてください。

西尾市保育園・認定こども園入園選考基準指数表

基準指数

入 園 基 準			指 数	
類型	細 目		父	母
1 就 労	外 勤 ・ 自 営 ・ 農 漁 業	月155時間以上勤務	15	15
		月150時間以上勤務	14	14
		月140時間以上勤務	13	13
		月130時間以上勤務	12	12
		月120時間以上勤務	11	11
		月115時間以上勤務	10	10
		月110時間以上勤務	9	9
		月100時間以上勤務	8	8
		月 90時間以上勤務	7	7
		月 80時間以上勤務	6	6
		月 70時間以上勤務	5	5
		月 60時間以上勤務	4	4
		育休中(入園年度中に職場復帰。3歳以上児のみ)		9
	自営業 専従者	月155時間以上従事	11	11
		月120時間以上従事	8	8
		月 90時間以上従事	6	6
		月 60時間以上従事	3	3
内職・その他	月120時間以上従事	4	4	
	月90時間以上従事	3	3	
	月60時間以上従事	2	2	
2 出 産	出 産	—	11	
3 病 気 ・ 障 害	入 院		15	15
	自 宅 療 養	常時寝たきり	15	15
		常時安静	10	10
		通院	6	6
		障 害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害保健福祉手帳1級	11
	療育手帳B判定・精神障害保健福祉手帳2級		9	9
	身体障害者手帳3級、療育手帳C判定、精神障害保健福祉手帳3級		6	6
	介 護 認 定	要介護度3～5	9	9
		要介護度1～2	6	6
4 介 護 等	入院付添・ 自宅介護	月120時間以上の付添・介護が必要な場合	8	8
		月60時間以上の付添・介護が必要な場合	5	5
5 災 害	家庭災害、家屋損傷、その他災害		適 宜	
6 特 例	就 学	月120時間以上就学	6	6
		月60時間以上就学	4	4
	求 職 中	ひとり親世帯非該当	1	1
		ひとり親世帯又は両親不存在世帯	適 宜	
	育児休業中(3歳以上児のみ)		1	1
	虐待		適 宜	
その他、前各号に類する保育を必要とする状態		適 宜		
基準指数				

選考にあたり、上記基準に世帯等の状況を加味したうえで、保育を必要とする程度を総合的に判断し、入園者を決定する。